

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

ものづくり産業人材確保支援事業（理系大学生）

### 2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 業務の目的

理系大学生に対して県内製造業企業の理解を促進する機会を提供し、本県経済の基盤である県内製造業企業における若年人材の確保、並びに生産性向上及び高度化につなげるもの。

### 4 委託の概要

受託者は以下の取組を実施すること。（詳細は【別紙】を参照。）

なお、本事業は「『感動！ふくしま』プロジェクト」の構成事業であり、プロジェクト内の他取組と適宜連携を図ること。

#### (1) 参加企業の募集及び伴走支援

理系大学生の採用に意欲的な企業を募集し、個社の課題に応じて情報発信力や採用力の向上に向けた支援を行うこと。

#### (2) 理系大学生の募集

理系大学生を対象に本事業への参加募集をし、県内企業への就職に向けた意識形成の支援を行うこと。

#### (3) 個別マッチングに向けた支援 [実施時期の目安：8月～2月]

県内製造業と理系大学生の相互理解が深まるような機会を提供し、個別マッチング（※）につなげること。

（※）企業独自の選考活動（インターンシップへの参加や個別面談の実施、選考への応募等）につながったもの。

#### (4) 県内の採用状況の調査・分析

理系大学生の就職志向、県内製造業企業の採用状況に関する調査・分析を行うこと。

### 5 対象者

(1) 理系大学生・・・主に、全国の理系大学3年生（大学院1年生）のうち、本県製造業の業務内容や就職等に関心がある者。

(2) 県内企業・・・県内に事業所（本社・本店又は営業所、工場等）を有し、日本標準産業分類で製造業に該当する企業を中心とし、次の事項を満たすこと。

①理系大学生の採用実績または採用計画を有し意欲的であること。

②理系大卒者の従事する職務が明確であり、採用後のキャリアプランがあること。

③労働基準法ほか労働法関係法令の違反がないこと。

④国、県及び市町村が財源的基礎となった補助金適正化法に規定する

補助金等を不正な手段で受給していないこと。

⑤国、県及び市町村の税金について滞納がないこと。

⑥暴力団対策法で規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。

⑦風俗営業適正化法で規定される営業を事業としていないこと。

## 6 実施体制

### (1) 業務責任者・スタッフの配置

受託者は業務責任者を定め、事業全体の運営・調整等に関して責任をもって管理をするとともに、各取組内容に十分な経験を有する運営スタッフ等を配置し、効果的な実施体制を構築すること。また、事故等が生じた場合に備え、緊急時の体制・対応についても併せて整備すること。

### (2) 運営・進捗管理に関する定期的な打合せ

以下を標準に定期的に打ち合わせを行い、確実に事業の進捗を図ること。進捗報告や打ち合わせで使用する資料等については、任意様式とする。

① 対面（オンライン）での打ち合わせ：月1回以上

② 進捗報告（メール等）：月2回以上（隔週金曜日）

## 7 成果等

(1) 実績報告書（事業実施に関する経過、全取組に関する実績・分析結果）

(2) 本事業で作成した資料等一式

(3) その他、別途担当者が指示するもの一式

## 8 対象経費

(1) 人件費（賃金、社会保険料等）

(2) 活動経費（旅費、リース料、通信費、印刷費、システム構築費、ツール使用料等）

(3) 業務管理経費

(4) 消費税及び地方消費税

(5) その他県が必要と認めるもの

※機器及び部品等の資産取得は認められないのでリース対応とすること。

## 9 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出すること。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

①委託業務着手届（別記第1号様式）

②業務責任者通知書

③実施計画書（事業工程表、実施体制表、実施内容、運営・進捗管理の方法 等）

④その他業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

①委託業務完了報告書（別記第2号様式）

②委託業務実績報告書（別記第3号様式）

※収支決算書及び経費の明細が分かる書類を提出し精算手続きを行うこと。

- ③事業成果品（上記7のとおり）
- ④その他業務の確認に必要と認める書類

## 10 委託料の精算（概算委託契約）

本事業は概算委託契約であり、委託期間終了後に実績報告書に基づき精算を行う。

## 11 委託料の支払い（概算委託契約）

- (1) 委託契約書第10条第5項に定める請求書については、別記第4号様式のとおりとする。
- (2) 委託契約書第10条第1項に定める請求書については、別記第5号様式のとおりとする。

## 12 委託事業により発生した収益の取り扱い

受託者は、委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

## 13 契約に関する条件等

- (1) 無償サービスの原則  
受託者は、本事業において、協力企業等から名称の如何にかかわらず、手数料若しくはこれに類する費用を徴収することは禁止とする。
- (2) 一括再委託の禁止  
受託者は、本事業の全部又は一部であっても、福島県の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 本事業の引き継ぎ  
受託者は、本事業の終了後、他社に業務を円滑に引き継げるよう体制を整えとともに、成果物についても客観性に留意して作成すること。

## 14 受託者の責務

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き福島県に帰属するものとする。  
なお、制作動画については、福島県が指定するサイト等で後年度以降も継続して使用できることを原則とし、制作時において著名人等を使用する場合には、著作権料等が後年度発生しないよう留意すること。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら福島県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。  
この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等の諸法令を遵守すること。
- (4) 本事業で知り得た個人情報について、第三者への漏洩、他目的での使用・売買等を禁止

する。なお、これは本委託契約終了後も同様である。

- (5) 本事業に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存すること。
- (6) 会計実施検査がある場合は、検査に協力すること。
- (7) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県の交付金、補助金、助成金との併給はできないものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、福島県と受託者が協議の上で定めることとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

## [別紙]

### 1 参加企業の募集及び伴走支援

理系大学生の採用に意欲的な企業を募集し、個社の課題に応じて情報発信力や採用力の向上に向けた支援を行うこと。

#### (1) 企業の募集 [実施時期の目安：4月中]

- ① 受託者は、本事業の趣旨を踏まえ、県内製造業企業から候補企業を10社程度提案すること。(選定理由も明記すること)
- ② 公募により参加企業を募ること。  
公募は、本仕様書「5対象者(2)県内企業」に該当する企業を原則とし、公募範囲や手法等については提案に含める。
- ③ 福島県と受託者が協議の上、候補企業を決定し、受託者が候補企業及び候補外の企業への説明を行うこと。

※なお、令和6年度に本事業に参加した企業についても参加可能とし、企業リストは契約締結後に県から受託者へ配布する。

参加企業数(目標値)：30社程度

#### (2) 企業支援 [実施時期の目安：4月～2月]

- ① 参加企業毎に理系大学生の採用に関する現状・課題をヒアリングし、企業毎の課題に応じた助言、有効な採用手法の教授、情報発信力の強化等、採用力向上に係る支援を継続的に実施すること。支援方法・内容・頻度等を提案に含め、定期的な打ち合わせや進捗報告の中で県に報告すること。
- ③ 理系大学生採用に向けた情報発信力や採用力向上に係るセミナー等を1回以上実施すること。実施方法・内容は提案に含める。
- ③ 後述するスカウトサービス支援やマッチングイベント等を含め、参加企業と理系大学生の個別マッチングに向けた支援を行うこと。

### 2 理系大学生の募集

理系大学生を対象に本事業への参加募集をし、県内企業への就職に向けた意識形成の支援を行うこと。

#### (1) 県内理系大卒若手技術者によるクロストーク収録・発信 [実施時期の目安：6月頃]

「本県製造業の魅力、やりがい、ワークライフバランス」などについて、理系大学生向けに特化した内容で、県内理系大卒若手技術者によるクロストーク動画を収録し、YouTubeや就活サイト等を通じて広く発信すること。

- ① 収録動画は1本以上とし、収録会場は県内を想定すること。
- ② クロストークに参加する県内理系大卒若手技術者は4名程度(男性2名、女性2名)を想定し、候補者については福島県と受託者で協議し選定し調整すること。
- ③ 「自社で働く魅力、やりがい、ワークライフバランス、福島県の魅力」など、視聴者が福島県での就職に関心を抱くことができるような内容とし、全体設計イメージ(会場レイアウト・トーク内容・ファシリテーター等)や効果的な広報について提案すること。

- ④ 本収録動画は県が運営する『感働！ふくしま』プロジェクト」ポータルサイトおよびYouTubeチャンネルに掲載するものとする。

なお、目標視聴回数や、効果測定（視聴後にクロストーク参加企業を含めた県内製造業へのアクセスにつながったか等）の手法は、上記の広報と併せて提案すること。

## （2）理系大学生の募集〔実施時期の目安：4月～12月〕

本仕様書「5対象者（1）理系大学生」を中心に、効果的に参加者を募集すること。

各大学により理系大学生の就活開始時期や就活の傾向が異なることから、各取組に合わせて幅広い期間で募集活動を行いつつ、同時並行で事業進捗を図っていくこと。

- ① 県内の理系大学生の募集については、各大学等の就職担当課や就職担当教員の協力を得ながら連携して事業周知を行うこと。

- ② 県外の理系大学生の募集については、自社就活サイト等の活用や本県との連携協定大学等と連携した周知を行うこと。

参加学生数（目標値）：60名程度

## （3）県内就職に向けた意識形成の支援〔4月～2月〕

- ① 参加大学生が、県内製造業への就職に関心を高め、後述するスカウトサービスやマッチングイベント等を通じ個別マッチングにつながるよう支援すること。

- ② 上記に関連し、理系大学生向けに県内製造業への就職意識を高めるセミナー等を1回以上実施すること。実施方法・内容は提案に含める。

## 3 個別マッチングに向けた支援〔実施時期の目安：8月～2月〕

県内製造業と理系大学生の相互理解が深まるような機会を提供し、個別マッチングにつなげること。

### （1）県内製造業によるスカウトの支援

本事業に参加している県内製造業が、自社の採用条件等に合った理系大学生に対し直接コミュニケーションを図ることができるようなスカウト支援を行い、マッチングイベント参加への誘導や、企業独自のインターンシップや個別面談等への参加につなげること。

具体的な支援内容・範囲・スカウト数等については提案とする。

### （2）県内製造業の「魅力説明会×マッチングイベント」

県内製造業と理系大学生が相互理解を深め、個別マッチングにつなげられるようなマッチングイベントを実施すること。

- ① 実施回数の目安：対面開催（2回程度）、オンライン開催（1回程度）

- ② 1回あたりの参加企業は10社程度を目安とし、本事業に参加する企業が最低1回は参加できるよう調整すること。

- ③ 参加企業による企業説明会と参加学生との座談会をセットで行うことで、相互理解を深める機会となるようなイベント内容とすること。

参加学生数（目標値）：1回あたり20名程度

### (3) 個別マッチングに向けた支援

上記のスカウト支援やマッチングイベント等を踏まえ、参加企業や参加学生等の意向を集約しマッチングに向けた個別支援を行うこと。

マッチング：本事業に参加したことで、企業独自の選考活動（例：インターンシップへの参加や個別面談の実施、選考への応募等）につながったものを指す。

個別マッチング数（目標値）：30名程度

## 4 県内の採用状況の調査・分析 [実施時期の目安：4月～7月]

理系大学生の就職志向、県内製造業の採用関係に関する調査・分析を行うこと。（次年度以降も見据えた事業内容の改善に繋げること。）

また、理系大学生及び県内製造業の調査母数、調査・分析手法については提案に含める。

## 5 成果目標値（再掲）

### (1) アウトプット目標値

参加企業数（目標値）：30社程度

参加学生数（目標値）：60名程度

マッチング会参加学生数（目標値）：1回あたり20名程度

### (2) アウトカム目標値

個別マッチング数：30名程度